

事務連絡
令和2年9月30日

各高齢者施設・住まい
各介護保険事業所 } 管理者 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染者等の
退院患者へのサービス提供について

本県の福祉行政の推進にあたり、日ごろから、格段のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、先日、高齢者施設から医療機関に入院した新型コロナウイルス感染者が、退院基準を満たしているにもかかわらず、他の利用者等に感染させる疑いがあるとして、高齢者施設から受け入れを断られるといった事案がありました。

このことに関しては、令和2年6月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡により、「退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受け入れを拒否する正当な理由に該当しないこと。」とされています。

つきましては、各施設・事業所においては、退院後の円滑なサービス提供についてご理解とご協力のうえ、適切に対応するようお願いいたします。

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について（令和2年8月21日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）】（抜粋）

⑰ PCR 検査を行わずに退院した場合も含めて、他者に感染させるおそれがないということなので、退院基準を満たして退院した方を受け入れる場合については、感染したことがない方と同様の対応を求めてよいでしょうか。

（答）

お見込みのとおりです。

また、国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日～10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCR検査等で陽性の結果が出る場合でも、感染性は極めて低いことがわかってきたため、PCR検査を行わない場合も含めて、退院基準を満たして退院した後の活動の制限などは設けておりません。

したがって、退院基準を満たした後の日常的な生活において、過去に新型コロナウイルス感染症に感染していたこと等を理由として訪問や面会を断るなどの他者と異なる対応を行うことは、望ましくなく、感染したことがない方と同様の対応とするよう関係者に周知するようにしてください。

〈参考〉別添「ウイルス排出量とPCR検査の陽性反応」

(関連通知)

- ・「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」
(令和2年6月30日付け厚生労働省健康局結核感染症課他事務連絡)
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)の一部改正について」
(令和2年8月21日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

なお、本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますのでご確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症に関する情報

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>)

問合せ先

電話 (045) 210-1111 (代表)

福祉施設グループ 河村 (内線4851)

保健・居住支援グループ 堀内 (内線4856)

在宅サービスグループ 久保倉 (内線4840)